

東京都中学校体育連盟剣道部

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

【下線部が7/13付変更・追加部分】

令和4年7月13日

東京都中学校体育連盟剣道部

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会）及び「全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン [第6版]（令和4年6月29日）」（（公財）日本中学校体育連盟）に基づき、本連盟剣道部主催大会再開後の指針として作成しました。

各ブロック剣道部におかれましては、本ガイドラインや（一財）全日本剣道連盟及び（一財）東京都剣道連盟のガイドライン等に従って感染拡大防止を徹底し、安全な大会運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、逐次見直すことがあり得ることにご留意ください。

2 大会再開に当たっての基本的考え方

大会の開催に当たっては、東京都知事の方針に従うことが大前提です。また、運動部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整っていることを開催の条件とします。

- ① 通常の学校教育活動が行われていること。
- ② 運動部活動が停止された場合は、再開後大会に向けた適切な準備期間が確保されていること。

3 大会開催時の感染防止策について

以下の内容は、大会主催者がその運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。各ブロック剣道部におかれましては、地域の実情等を勘案して、下記以外の感染拡大防止のための必要な取り組みを適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

そして、感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したもの（見本：別添1～2）を適切な場所（大会の受付場所等）に掲示したり印刷して配付するとともに、各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回、確認することにより、参加生徒を含む大会関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

(1) 抽選会・監督者会議等における留意事項

- ① 抽選会は、必要最小限の人数による代理抽選とする。

- ② 監督者会議等を実施する場合は、人と人との間隔ができるだけ2m（最低1m）空くようにする。

(2) 参加生徒・大会関係者への事前申し合わせ事項

- ① 原則として開閉会式等は実施しない。
- ② 観客は選手の保護者のみを原則とする。ただし、試合ごとに観客の入れ換えをするなど、密にならないようにすること。また、会場の状況や感染状況によって無観客等の措置をとる場合は、顧問を通じて選手・保護者に説明すること。
- ③ 飲食時における感染リスクが高いことから、選手が昼食を必要としない大会計画を立てることが望ましい。ただし、安全な昼食場所の確保ができる場合や、昼食を摂らないことで大会運営上の支障が大きい場合は可とする。
- ④ 大会に参加する生徒とその保護者は「同意書」（別紙4）に氏名記入、押印の上、所属校の校長に提出する。校長は「同意書」を確認の上、大会申込書に押印する。
- ⑤ 参加生徒及び引率者等は大会前1週間分の体調を「体調記録表」（別紙1）に記録し、健康管理を徹底する。
- ⑥ 引率責任者（顧問等）は、参加生徒から「体調記録表」を回収し、「学校同行者体調記録表」（別紙2）にまとめ、大会当日持参する。
- ⑦ 以下の事項に該当する場合は、大会に参加することができない。（大会当日に書面で確認を行う。）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 濃厚接触者及び同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 感染症に伴う出席停止の場合（学級閉鎖、学年閉鎖等を含む）
- ⑧ 参加生徒を含む大会関係者は全員マスクを持参し、飲食中を除いてマスクを着用すること（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は外させる）。また、競技実施時は、面マスクの着用及びマウスシールドの装着の両方を必須とし、どちらかでもない場合は参加することはできない（アイガードもしくは一体型シールドの装着は任意とする）。
- ⑨ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑩ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑪ 飲食物やタオルは個々に用意し、共用しないこと。
- ⑫ 競技等実施時を除いて、人と人との距離を確保すること。（できるだけ2mを目安に、最低1m）
- ⑬ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑭ 大会（試合）前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。
- ⑮ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
- ⑯ 大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(3) 大会会場で主催者が準備・実施すべき事項

1) 手洗い場所

- ① 石鹸（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
- ② 手洗いに関するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。
- ③ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密にならないようにすること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 石鹸（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
- ④ 手洗いに関するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。

4) 飲食

- ① 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② 飲食場所は広さにゆとりを持たせ、他の者と密にならないようにすること。
- ③ 飲食は必要最小限にとどめ、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにするよう指導すること。
- ④ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないように指導すること。
- ⑤ 参加生徒の飲食は参加校の責任においてさせるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。

5) 会場

- ① 室内で行う場合は、密閉空間とならないよう換気設備を適切に運転したり、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

6) ゴミの廃棄（ゴミは持ち帰りが原則）

- ① 万が一ゴミを回収する際にはマスクや手袋を着用し、鼻水、唾液等が付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して処分すること。
- ② 作業後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

7) その他

- ① 唾や痰をはくことは極力行わないよう指導すること。

(4) 大会当日の受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。
- ③ 引率責任者（顧問等）に「学校同行者体調記録表」（別紙2）の提出を求め、体調の確認をすること。
- ④ 「学校同行者体調記録表」（別紙2）に記載された者以外の来場者（大会運営役員、補助役員、保護者等）に「来場者体調記録表」（別紙3）の記入を求め、体調の確認をすること。
- ⑤ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）

- ⑥ 参加者がマスクを準備しているか確認すること。
- ⑦ 飲食中を除いてはマスクの着用を求めること。（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は外させる。）

(5) 参加生徒または顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

1) 大会前

- ① 当該参加生徒、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場（入場）は認めない。
- ② 団体競技においては、参加申し込み後の選手変更を認める。
- ③ 個人競技においては、欠場とする。

2) 大会期間中

- ① 発熱等の症状を訴える参加生徒を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい速やかに帰宅させる。

3) 大会後

- ① 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う。
- ② 当該のブロック剣道部は、速やかに事故報告書を作成し、都中体連事務局と感染者が加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をする。

(6) 暫定的な試合・審判の方法

- ① 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
- ② 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
- ③ 全剣連ガイドラインに従い、試合者は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員は鏝競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。また、1) 意図的な「時間空費」2) 「防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則り反則と判断する」この問題については、審判員の裁量だけで解決するのは困難であり、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが必要である。
- ④ 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行ない、礼を行う位置では主審と副審の袖と袖の間隔を1m以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。
- ⑤ 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。
- ⑥ 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
- ⑦ 試合者、審判員は試合中マスク着用する。それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。また、各自の審判旗を使用する

(7) その他

- ① 会場への移動等は、各学校で責任をもって行い、集団感染のリスク（3密の条件）を避けること。

- ② 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、「学校同行者体調記録表」（別紙2）と「来場者体調記録表」（別紙3）は期間を定めて（1か月以上）保存しておくこと。
- ③ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。
- ④ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の世界生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。